

東海発電所 第2回定期事業者検査の期間変更について

1. 変更概要

東海発電所の第2回定期事業者検査（以下「定事検」という。）において、検査名「換気設備機能検査（その2）」^{※1}の検査対象である一部の機器に不具合があったため、機器を点検した結果、不具合機器の更新が必要となり、その納期が2024年1月予定となることが確認された。

これにより、第2回定事検が当初計画内に終了しないことが確認されたため、第2回定事検の期間変更を行うこととしたい。

※1：廃止措置計画に示す換気設備に求められる放射性物質拡散防止機能について、建屋内及び室内を換気できることを確認する検査。

廃止措置計画に示す換気設備のフィルタに求められる放射性粉じんを除去する機能について、当該設備が設置されている建屋内及び室内の放射性粉じんを除去できることを確認する検査。

2. 第2回定事検対象機器の不具合の状況

(1) 使用済燃料冷却池建屋換気設備（主冷却池換気設備排風機・換気設備のフィルタ）

現場パトロールにおいて排風機が自動停止していることを確認した。点検の結果、排風機用電動機（排風機一体型）の巻線に絶縁不良が確認されたことから、更新を計画した。現在、排風機を手配し製作中である。（2024年1月納入予定）

(2) フラスコ装荷室換気設備（フラスコ装荷室換気設備排風機・換気設備のフィルタ）

振動が大きくなった当該排風機について、工場での調整等を行ったが、各部の腐食が進行しており、振動値に大きく影響を与えていると判断し、部分的な修繕では運転を再開できる状態にすることが困難のため、当該排風機の取替を実施する。（2023年12月納入予定）

3. 変更内容

不具合機器については、現在、機器の納入待ち（2024年1月予定）の状態であるため、復旧時期を踏まえ、第2回定事検の終了時期を2024年2月下旬とする。

なお、第2回定事検期間の計画変更による発電所運営に影響はなく、不具合が確認された設備（使用済燃料冷却池建屋換気設備・フラスコ装荷室換気設備）以外の第2回定事検で計画した検査については、当初計画期間内での検査終了を予定している。

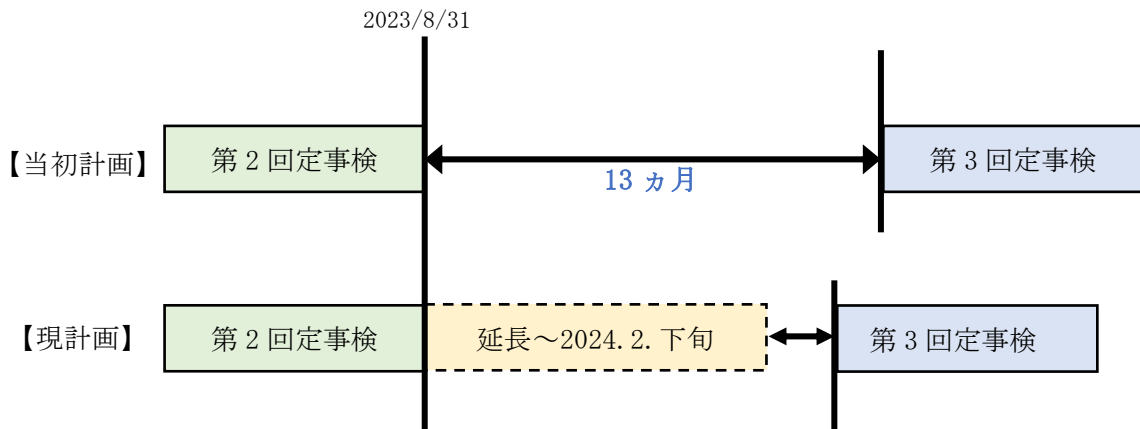
第2回定事検計画

	開始	終了
当初計画	令和4年9月1日	令和5年8月31日
変更計画	同上	令和6年2月下旬

4. 今後の定事検計画

第2回定事検期間を延長することになるが、次回の第3回定事検は、第2回定事検報告書（開始時）にて終了予定としていた日（当初計画：2023年8月31日）から、13か月を超えない時期よりも前に開始する予定である。

上記の開始予定は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第五十五条に基づく定事検を実施すべき時期（直近の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期）を超えない時期であり、定事検延長に伴う発電所運営に影響はない。



以上